

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
加東市	牧野地区	平成26年5月30日	令和4年3月10日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	66.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(2.7ha)が、75歳以上で後継者の目途がない農業者の耕作面積(0.4ha)より多いため、しばらくは地域農業の維持が可能である。
 地域農業の維持・継続には、地区による中心経営体の効率的な営農活動への支援とともに、新たな中心経営体となる担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内では認定農業者2法人が耕作しており、本地区の農地の受け手として農地を集約する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農法	A	水稲	10.9 ha	水稲	12.6 ha	加東市ほか	
認農法	B	水稲	25.4 ha	水稲	26.4 ha	加東市ほか	増加面積は作業受託
計	2法人		36.3 ha		39.0 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>1 農地の貸付意向 貸し付け等の意向が確認された農地は、約8haとなっている。</p>
<p>2 農地中間管理機構の活用方針 地区全体で将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 また、中心経営体が集落内で受け手の確保が難しい場合など、必要に応じて、機構の活用を検討する。経営状況等により農地の引き受けが困難となった場合は、機構の機能を活用した農地の一時保全管理や新たな受け手の確保を進めていく。</p>
<p>3 担い手の農地集約に向けた取組方針 担い手が、農地の集約化を進められるよう、地区により多面的交付金の活用による農業施設の修繕・維持管理を行うとともに、水利の組織的な管理などの支援により、担い手が農地を拡大しやすい環境を整備する。</p>
<p>4 鳥獣被害防止対策の取組方針 農作物の被害減少による安定した収益を確保するため、地区による鳥獣被害箇所の確認及び鳥獣害対策施設(イノシシ柵等)の定期的な点検や補修に取り組む。</p>